

給水装置・公共下水道に関する届出

明日香村地域づくり課長 様

明日香村上水道給水条例第17条及び明日香村下水道条例第21条の規程により、次のとおり届け出ます。

届出の目的	上水道	<input type="checkbox"/> 開栓 <input type="checkbox"/> 閉栓 <input type="checkbox"/> 名義変更 <input type="checkbox"/> その他()
	飲料水供給施設	<input type="checkbox"/> 開栓 <input type="checkbox"/> 閉栓 <input type="checkbox"/> 名義変更 <input type="checkbox"/> その他()
	下水道	<input type="checkbox"/> 再開 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 名義変更 <input type="checkbox"/> その他()
		<input type="checkbox"/> 料金区分の変更 (<input type="checkbox"/> 上水のみ <input type="checkbox"/> 井戸併用 <input type="checkbox"/> 井戸のみ)
届出者	住所	〒 _____
	フリガナ	
	氏名	
	電話番号	※電話番号は日中連絡が可能な連絡先をご記入下さい。
水栓所在地	住所	明日香村大字
使用者 (<input type="checkbox"/> 届出者と同じ)	住所	〒 _____
	フリガナ	
	氏名	
	電話番号	※電話番号は日中連絡が可能な連絡先をご記入下さい。
旧使用者	住所	
	フリガナ	
	氏名	
納付書送付先 (<input type="checkbox"/> 届出者住所) (<input type="checkbox"/> 水栓所在地)	住所	〒 _____
	フリガナ	
	氏名	

※料金については毎月25円となっており、日割計算は行っておりません。

料金の口座引き落としのお手続きは、使用者番号をご確認頂き下記金融機関の窓口にてお申し込み下さい。

お手続きをして頂いた場合でも事務処理上、初回ご請求分は納付書を送付させて頂く場合がございます。

取扱金融機関 (南都銀行・奈良県農業協同組合・大和信用金庫・近畿2府4県に所在する郵便局)

明日香村上水道給水条例及び明日香村上水道給水条例施行規程を定形約款とした契約内容になります。

地域づくり課記入欄													
使用者番号													
メーター番号													
メータ口径	<input type="checkbox"/> 13	<input type="checkbox"/> 20	<input type="checkbox"/> 30	<input type="checkbox"/> 40	<input type="checkbox"/> 50	<input type="checkbox"/> 75	指示数						m3
受付日	R	年	月	日	事務処理日	R	年	月	25	日	受付 No,		
備考													
課長	課長補佐			調整員			課員			担当者			